

(サ) 松田区（宜野座村）

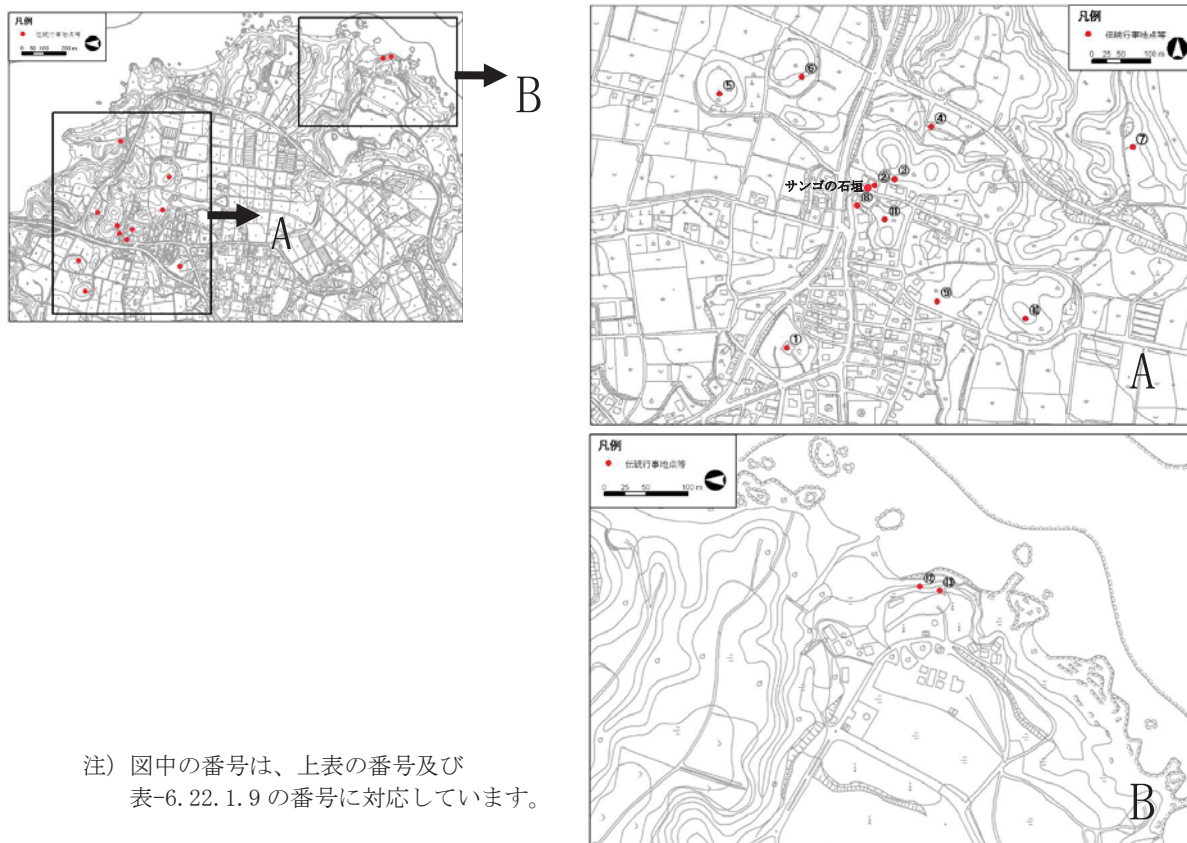
松田区は、伝統的な村落（本部落）と、いくつかの小集落（屋取集落）から成り立っており、現在も伝統行事が行われています。

松田区で行われる行事は表-6. 22. 1. 15 に示すものがあり、現在それらの行事の行われる場所の位置を図-6. 22. 1. 15 に示しました。伝統行事の場ではない拝所も図示しました。また、松田区内の歴史的街並みとしては、サンゴの石垣が挙げられます。

伝統行事の場及び歴史的街並み等の状況写真については、資料編に示しました。

表-6. 22. 1. 15 松田区で行われる伝統行事

新暦	旧暦	行事名	場所（図中の番号）
2月ごろ	旧 1/1	門屋年頭	③②
2月ごろ	旧 1/18	十八夜	③
4月ごろ	旧 3月吉日	村清明祭	⑤⑥⑩⑪
5月ごろ	旧 4/13	ウタカ日	③
5月ごろ	旧 4/15	アブシバレー	⑦
6月ごろ	旧 5/13	ウタカ日	③
7月ごろ	旧 6/15	ウマチー	②
9月ごろ	旧 8/10	ウマチー	②
9月ごろ	旧 8月 15日	豊年祭（村アシビ）	⑨
10月ごろ	旧 9/18	十八夜	③



注) 図中の番号は、上表の番号及び表-6. 22. 1. 9の番号に対応しています。

図-6. 22. 1. 15 松田区内の伝統行事の場と歴史的街並み等

2) 現地調査結果

(a) 文化財等の状況

調査地域内には表-6. 22. 1. 16 に示す文化財等が分布します。文化財等の分布位置は「文献その他の資料調査結果」の図-6. 22. 1. 6 に、各文化財の詳細については資料編に示しました。

表-6. 22. 1. 16 文化財等の状況

指定	種別	名称	指定年月日	所在地
名護市	有形民俗	久志の観音堂	昭和 62 年 7 月 15 日	名護市字久志 369
	史跡	瀬嵩さんたち原のハル石	昭和 58 年 3 月 23 日	名護市瀬嵩 403
	天然記念物	大浦のマングローブ林	平成 7 年 10 月 20 日	名護市字大浦 418-1 名護市字大浦 418-2
		安部拝所のガジマル	平成 16 年 1 月 28 日	名護市字安部 7、125-3
		大浦のイチョウ	平成 18 年 2 月 15 日	名護市字大浦 131
		大浦アサギ庭のガジマル	平成 18 年 2 月 15 日	名護市字大浦 144
宜野座村	有形民俗	旧古知屋村（現松田区） 組踊写本 6 冊	昭和 59 年 2 月 27 日	宜野座村字松田 1
	史跡	松田の馬場及び松並木	昭和 59 年 2 月 27 日	宜野座村字松田 2261

資料：「平成 19 年度版 文化行政要覧」（平成 19 年 12 月、沖縄県教育委員会）

(b) 御嶽や拝所等の分布状況

調査範囲内には、表-6. 22. 1. 17 に示す御嶽や拝所等が分布していました。分布位置を図-6. 22. 1. 16 に示しました。御嶽や拝所等の状況写真については資料編に示しました。

表-6. 22. 1. 17 御嶽や拝所等の状況

市町村	所在地	番号	名前
名護市	汀間	1	ウタキグラー (御嶽小)
		2	ウブウタキ (大御嶽)
	瀬嵩	3	瀬嵩御嶽
	大浦	4	大浦の嶽
		5	大浦拝所 <sup>注1</sup>
		6	大浦公民館拝所 <sup>注1</sup>
	辺野古	7	子之御嶽
		8	後之御嶽
		9	クバ之御嶽
		10	殿内 <sup>注1</sup>
		11	神アサギ <sup>注1</sup>
	久志	12	久志御嶽 (久志の観音堂)
		13	観音堂麓の碑 <sup>注1</sup>
		14	アサギ <sup>注1</sup>
		15	殿内 <sup>注1</sup>
		16	殿内近くの御霊安置所 <sup>注1</sup>
宜野座村	松田	17	後ヌ御嶽
		18	前ヌ御嶽
		19	松田の御嶽小 <sup>注2</sup>
		20	ブルシ御嶽
		21	ブルシヌ久高ヌールの祠墓
		22	神屋 <sup>注1</sup>
		23	古知屋ヌ神アサギ <sup>注1</sup>

資料：「土地保全図 (御嶽の分布)」(平成6年、沖縄県)

注)1 現地踏査により発見された御嶽・拝所等を示します。

2 現地ヒアリングにより、土地改良のため現在消失していることを確認しました。

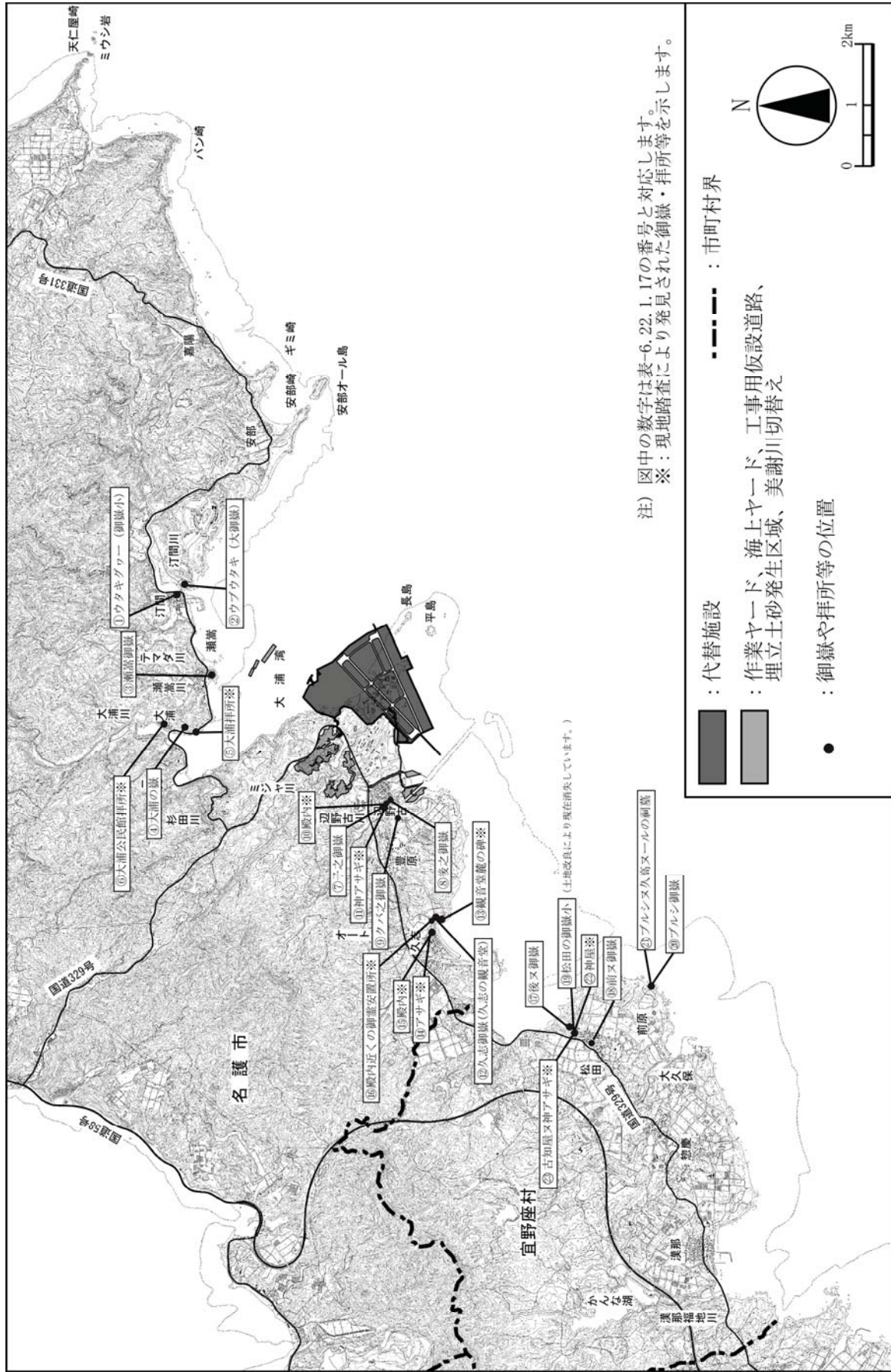


図-6.22.1.16 御嶽・拝所等の分布状況

資料：「土地保全図（御嶽の分布）」（平成6年 沖繩県）、現地踏査により発見された御嶽・拝所等を含みます。

(c) 伝統的な行事及び祭礼等の場等の状況

調査地域内において、伝統的な行事及び祭礼等は基本的に地区単位で行われています。伝統的な行事及び祭礼等の状況については、既存資料の事業者による現地調査によって各地区の区長を対象にヒアリング調査を実施しました。ただし、伝統行事及び伝統行事が行われる場所等については、適宜補足的にヒアリングを実施しました。伝統的な行事及び祭礼等の場等の一覧を表-6.22.1.18に、分布状況を図-6.22.1.17に示し、詳細を次項以降に示しました。なお、各地区の行事の行われる場所及び行事の様子は資料編に示しました。

ここでは、ヒアリング結果を元に、各地区で恒例に行われる行事のうち、御嶽・拝所及び沿岸で行われる伝統的な行事及び祭礼を調査対象としました。ただし、部落内などで行われる伝統行事や女性のみでの神事等の行事については、写真撮影を行いませんでした。

旧暦3月3日に行われる浜下りは、特に場所を選ばず沿岸域一帯で行われるため、伝統行事の場の調査対象からは除外し、人と自然との触れ合い活動の場の調査として整理しました。

表-6.22.1.18 伝統的な行事及び祭礼等の場等の一覧

地区名	地点番号	名称	地区名	地点番号	名称	地区名	地点番号	名称
安部	①	リトヤシキ	大浦	③	ウイヌヤースカー	久志	④	久志若按司墓(観音堂麓の碑)
	②	アサギ		④	ソングヤ		⑤	慰霊塔
	③	根神屋		⑤	ウフガー		⑥	黄金森
	④	ウニボーヤ		⑥	大浦之御嶽(大浦の嶽)		⑦	ウイヌクムイ、下ヌクムイ
	⑤	タキヌツァナ		-	フクギ並木(歴史的街並み)		⑧	祝女川
	⑥	イーヌシマ		大川	-		-	⑨
	⑦	ハナリウタイ	二見	-	ウガンハーレー <sup>注1</sup>		⑩	ウエヤー
-	ハーリーの場	-		二見区コミュニティセンター <sup>注1</sup>	⑪		ワタンザー	
-	フクギ並木(歴史的街並み)		①	ニースウガミ(子之御嶽)	⑫		按司川	
三原			②	オロカヤ	⑬		ウガミ	
汀間	①	ウタキグラー	辺野古	③	カーミグムイ		⑭	竜宮
	②	チンガー		④	アサギ		⑮	久志若按司の元祖 (殿内近くの御霊安置所)
	③	イズミガー		⑤	根神屋		-	ハーリーの場
	④	イリギツチャ		⑥	新ウドウイミヤ		-	豊年祭(エイサー/ミチジュネー)の場 <sup>注1</sup>
	⑤	カニマンガー		⑦	クシヌウタキ(後之御嶽)	-	カジマヤの場(区内) <sup>注2</sup>	
	⑥	ウエンチュピラシ		⑧	東松根前の浜	-	狭い路地(歴史的街並み)	
	⑦	ウブウタキ		⑨	松田の浜	①	前ヌ御嶽	
	-	汀間漁港 <sup>注1</sup>		⑩	メースウタキ(クバ之御嶽)	②	古知屋ヌ神アサギ	
	-	フクギ並木(歴史的街並み)		⑪	トゥングラ	③	神屋	
	-	ウマバ跡(歴史的街並み)		⑫	ウフガー	④	後ヌ御嶽	
瀬嵩	①	ウミングラ	⑬	殿内	⑤	水汲み前		
	②	シダキウタキ(瀬嵩御嶽)	⑭	綱曳きの場	⑥	門ピチ		
	③	本殿	⑮	門ヌ屋	⑦	アブシバレーモウ		
	④	金丸殿内	-	ハーリーの場	⑧	アサギ		
	⑤	アサギ	-	ミチジュネーの場(区内) <sup>注1</sup>	⑨	アンビナー		
	⑥	根神殿内	-	フクギ並木(歴史的街並み)	⑩	チビタヌ森		
	⑦	クガニムイの拝所	①	若水の井泉	⑪	ボウジ墓		
	-	瀬嵩地区会館 <sup>注1</sup>	-	ハーリーの場	⑫	ブルシヌ久高ヌールの祠墓		
-	ウマバ跡(歴史的街並み)	豊原	-	盆踊りの場 <sup>注1</sup>	⑬	ブルシ御嶽		
-	フクギ並木(歴史的街並み)	久志	①	殿内	-	カジマヤの場(区内) <sup>注2</sup>		
①	根神屋(大浦公民館拝所)		②	アサギ	-	サンゴの石垣(歴史的街並み)		
②	アサギ		③	久志観音堂				

注)1 夏季調査時に確認された場所を示します。

2 秋季調査時に確認された場所を示します。

3 空欄の地区は伝統的な行事や祭礼等が行われる拝所等が確認されませんでした。

4 注)1及び2は「1)文献その他の資料調査結果 (b)事業者による現地調査結果」によります。



a) 安部区（名護市）

安部区は、18 世紀前半の村切りによって成立した伝統的な村落であり、現在も伝統行事が行われています。安部区で行われる行事の詳細については、一覧を表-6. 22. 1. 19 に示しました。行事の行われている場所の位置は「文献その他の資料調査結果」の図-6. 22. 1. 8 に示しました。

安部区で行われる行事のうち、夏季調査時には 7 月 27 日の「ハーリー」と 9 月 14 日の「豊年祭」が実施されていました。

表-6. 22. 1. 19 安部区で行われる伝統行事聞き取り結果

新暦	旧暦	行事名	分布位置および地点状況写真	場所 (図-6. 22. 1. 8 に示す番号に対応します。)
1 月ごろ	旧 12/8	鬼ムーチー	1) 文献その他の資料調査の図-6. 22. 1. 8 及び資料編を参照してください。	③
2 月ごろ	旧 1/1	初御願		③
5 月ごろ	旧 4/15	悪虫払い		③⑦
6 月ごろ	旧 5/15	神御願（ウマチー）		③
7 月ごろ	旧 6/26	綱引き、海神祭、ハーリー 資料編に行事の様子を示します。		③
9 月ごろ	旧 8/15	豊年祭 資料編に行事の様子を示します。		①②③④⑤⑥
10 月ごろ	旧 9/9	菊酒		③
12 月ごろ	旧 11/10	切支丹		①②③④⑤⑥

b) 三原区（名護市）

三原区は、明治 12 年の廃藩置県後に、嘉陽地区、安部地区、汀間地区より汀間川中上流部に移住した寄留人によって形成された屋取集落です。拝所等における伝統行事が行われていることは確認できませんでした。

c) 汀間区（名護市）

汀間区は、18 世紀前半の村切りによって成立した伝統的な村落であり、現在も伝統行事が行われています。汀間区で行われる行事の詳細については、一覧を表-6. 22. 1. 20 に、行事の行われている場所の位置を図-6. 22. 1. 18 に示しました。

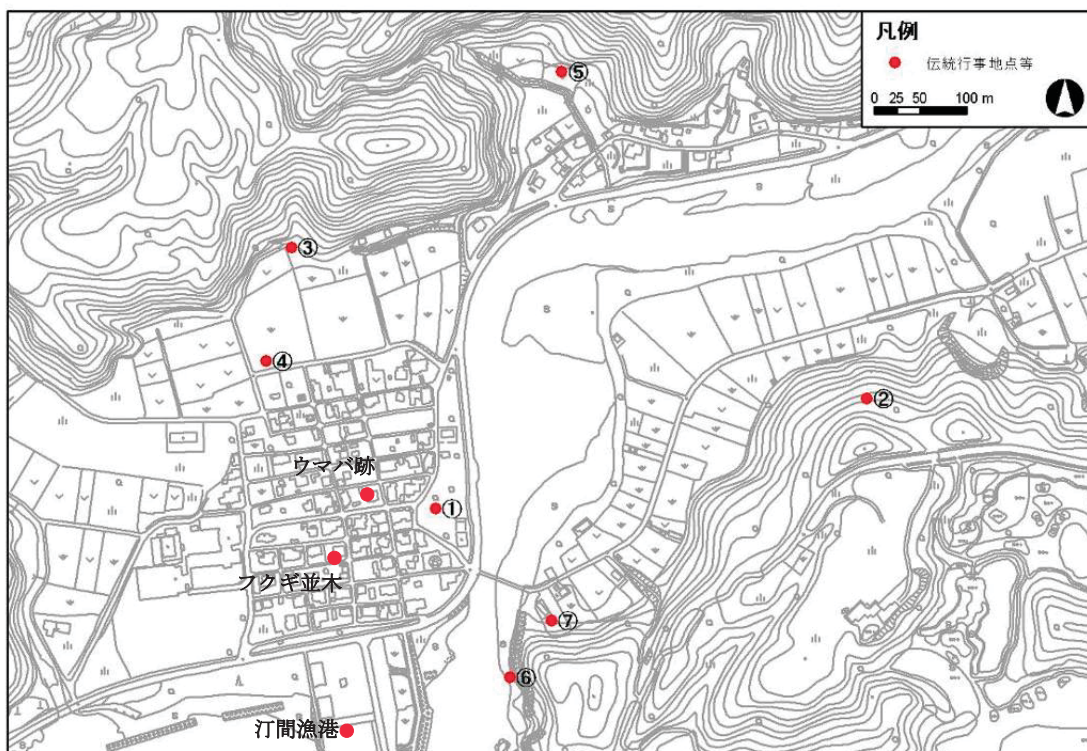
汀間区で行われる行事のうち、夏季調査時の 8 月 16 日にはウタキグラーにおいて「七月踊り（夕涼み会）」が実施されていました。また、秋季調査時の 11 月 2 日には、汀間漁港内において「わいわい祭り」が実施されていました。「わいわい祭り」の内容は、汀間周辺の 10 区が主催となったイベント等が中心ですが、イベントの一つとして沖縄の伝統行事である「ハーリー」大会が実施されていました。

表-6. 22. 1. 20 汀間区で行われる伝統行事

新暦	旧暦	行事名	分布位置および 地点状況写真	場所 (図-6. 22. 1. 18 に 示す番号に対応 します。)
1 月ごろ	旧 12/8	ウニムーチ	図-6. 22. 1. 18 及び資料編を参照してください。	①
2 月ごろ	旧 1/3	カーメー		②③④⑤
	旧 1/16	クサティ御願		①
4 月ごろ	—	清明祭		①
5 月ごろ	旧 4/21	アブシバレー		①
6 月ごろ	—	シヌグ御願		①⑥
7 月ごろ	旧 6/15	山留め、ウマチ		①
	旧 7/6	山明け折目		①
8 月ごろ	—	神御願		①
	旧 7/16	七月踊り（夕涼み会） 資料編に行事の様子を示します。		①
9 月ごろ	旧 8/15	ウスデーク		①
	旧 8/21	網引き・角力大会		①
10 月ごろ	旧 9/9	菊酒	①⑦	
	—	カーメー	②③④⑤	
11 月ごろ	—	わいわい祭り 資料編に行事の様子を示します。	汀間漁港	
12 月ごろ	旧 1/10	キリシタン	①	

注) ーは旧暦上の特定の日に抛りません。





注) 図中の番号は、表-6.22.1.20 及び表-6.22.1.18 の番号に対応しています。  
 図-6.22.1.18 汀間区内の伝統行事の場と歴史的街並み等

d) 瀬嵩区（名護市）

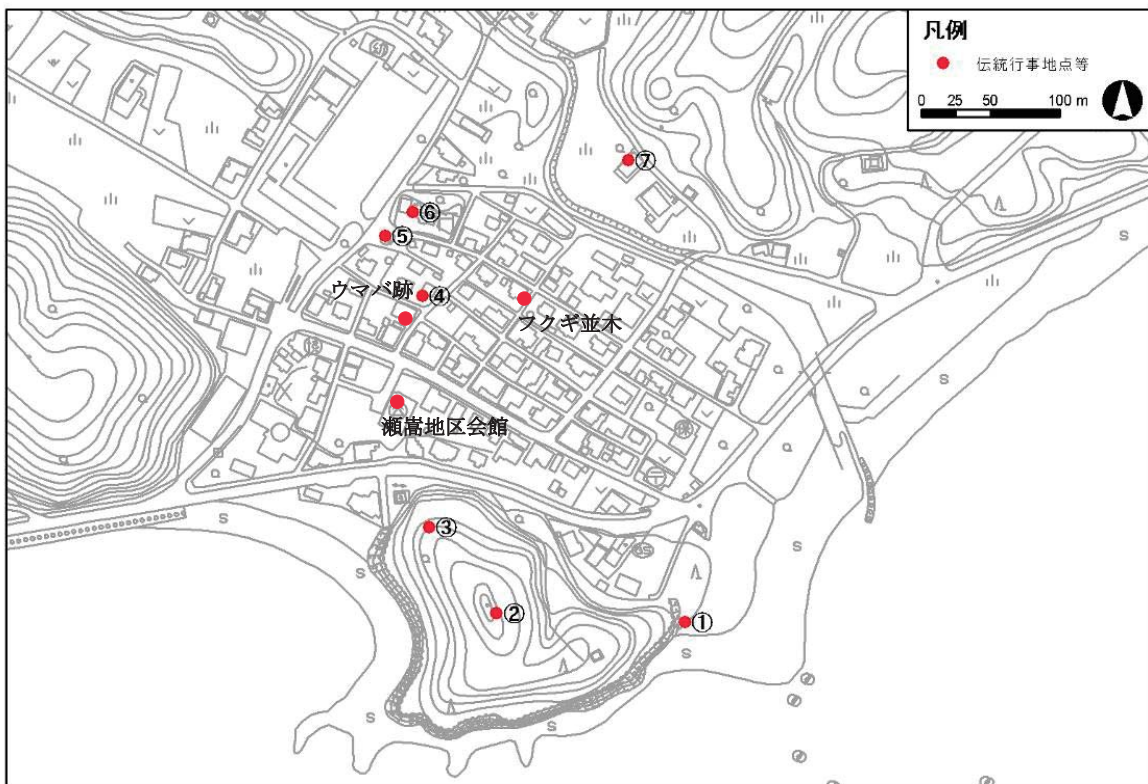
瀬嵩区は、18 世紀前半の村切りによって成立した伝統的な村落であり、現在も伝統行事が行われています。瀬嵩区で行われる行事の詳細については、一覧を表-6. 22. 1. 21 に、行事の行われている場所の位置を図-6. 22. 1. 19 に示しました。

瀬嵩区で行われる行事のうち、夏季調査時の 8 月 23 日には「盆踊り」が実施されていました。

表-6. 22. 1. 21 瀬嵩区で行われる伝統行事

新暦	旧暦	行事名	分布位置および 地点状況写真	場所 (下図に示す番号に対応します。)
1 月ごろ	旧 12/8	初御願、カーメー	下図及び資料編を参照してください。	①②③④⑤⑥⑦
	旧 12/8	ウニムチウガン		③④⑥
5 月ごろ	—	アブシバレー		①③④⑥
8 月ごろ	—	盆踊り 資料編に行事の様子を示します。		瀬嵩地区会館
9 月ごろ	旧 8/15	ウスデーク		⑥

注) 一は旧暦上の特定の日に拠りません。



注) 図中の番号は、上表及び表-6. 22. 1. 18 の番号に対応しています。

図-6. 22. 1. 19 瀬嵩区内の伝統行事の場と歴史的街並み等

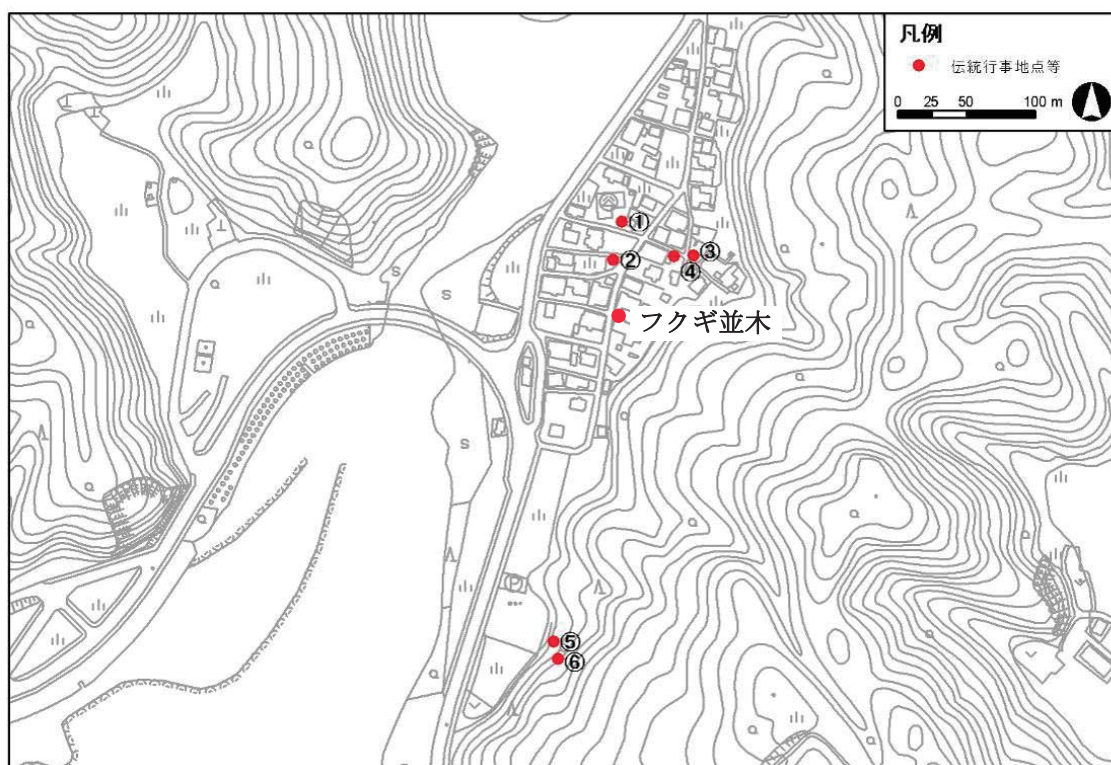
e) 大浦区（名護市）

大浦区は、18 世紀前半の村切りによって成立した伝統的な村落で、夏季調査により、現在も伝統行事が行われていることが確認されました。瀬嵩区で行われる行事の詳細については、一覧を表-6. 22. 1. 22 に、行事の行われている場所及び現在残っている拝所等の位置を図-6. 22. 1. 20 に示しました。夏季調査時の8月16日には、伝統的な行事の「盆踊り」が実施されていました。

表-6. 22. 1. 22 大浦区で行われている伝統行事

新暦	旧暦	行事名	分布位置および 地点状況写真	場所 (下図に示す番号に 対応します。)
8 月ごろ	—	盆踊り 資料編に行事の様子を 示します。	下図及び資料編を 参照してください。	①、②

注) ーは旧暦上の特定の日に抛りません。



注) 図中の番号は、上表及び表-6. 22. 1. 18 に示す番号に対応しています。

図-6. 22. 1. 20 大浦区の伝統行事の場と歴史的街並み等

f) 大川区（名護市）

大川区は、明治12年の廃藩置県後に、大浦地区から大浦川中上流部の谷間に移住した寄留人によって形成された屋取集落です。拝所等における伝統行事が行われていることは確認できませんでした。

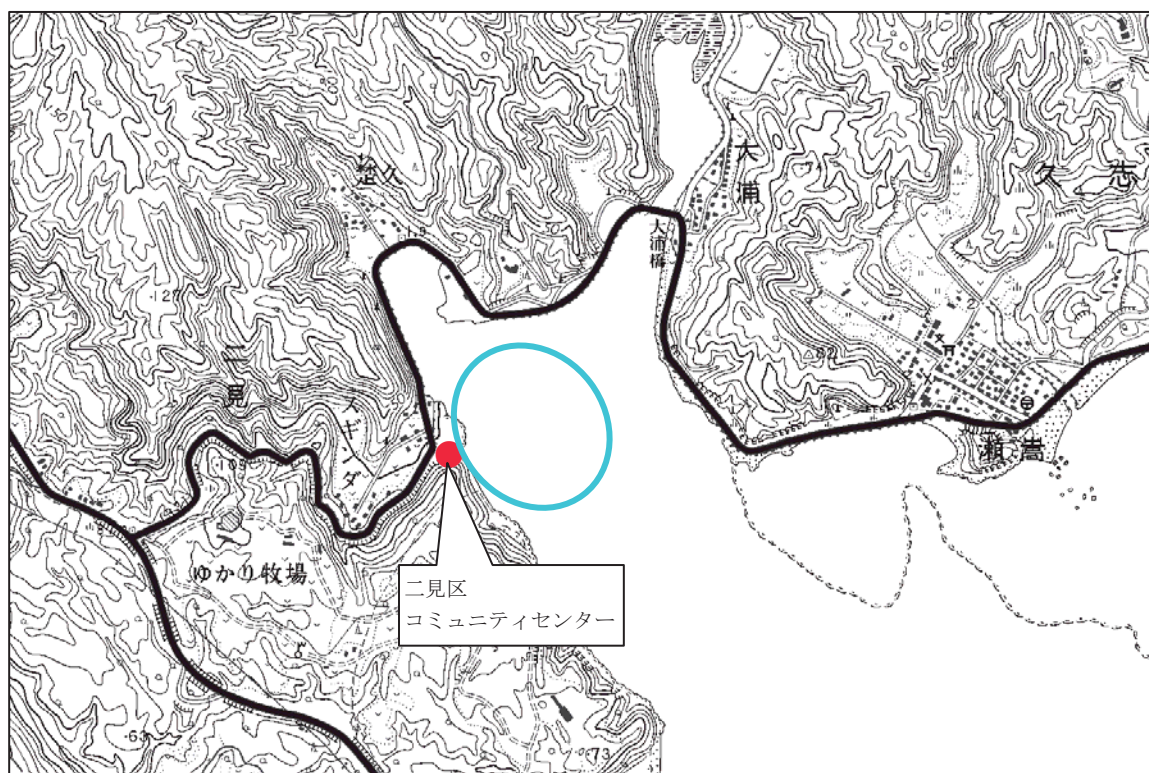
g) 二見区（名護市）

二見区は、明治12年の廃藩置県後にスギンダ川・楚久川沿いに移住した寄留人によって形成された屋取集落です。伝統的な拝所等はなく、拝所等における伝統行事が行われていることは確認できませんでした。ただし、夏季調査の結果、伝統行事ではありませんが表-6.22.1.23 に示す行事が行われており、現在これらの行事の行われる場所を図6.22.1.21 に示しました。

表-6.22.1.23 二見区で行われている伝統行事

新暦	旧暦	行事名	場所 (下図を参照してください。)
6月ごろ	—	ウガンハーレー	下図の○
8月ごろ	—	盆踊り	二見区コミュニティセンター
10月ごろ	—	観月会	二見区コミュニティセンター

注) —は旧暦上の特定の日に拠りません。



●：行事が行われる拝所      ○：行事が行われる海

図-6.22.1.21 二見区の伝統行事が行われる場所

h) 辺野古区（名護市）

辺野古区は、18 世紀前半の村切りによって成立した伝統的な村落であり、現在も伝統行事が行われています。辺野古区で行われる行事の詳細については、一覧を表-6. 22. 1. 24 に、行事の行われている場所の位置については「文献その他の資料調査結果」の図-6. 22. 1. 12 に示しました。

辺野古区で行われる行事のうち、夏季調査時の6月1日に「ハーリー」が、8月13日には「ミチジュネー」が実施されていました。

表-6. 22. 1. 24 辺野古区で行われる伝統行事

新暦	旧暦	行事名	分布位置および地点状況写真	場所 <sup>注2</sup> (図-6. 22. 1. 12 に示す番号に対応します。)
1 月ごろ	旧 12/12~14	火返し	1) 文献その他の資料調査の図-6. 22. 1. 12 及び資料編を参照してください。	⑤⑧
2 月ごろ	旧 12/24	ウガンプトキ		①③⑩⑦⑤⑥
	旧 1/2	カーメー		③①⑩⑥⑦⑤⑫
	旧 1/5	年頭ウガミ		③①⑩⑥⑦⑤
3 月ごろ	旧 1/18	十八夜ウガミ		③①⑩⑥⑦⑤
	—(吉日) <sup>注1</sup>	ウタティ御願		—
4 月ごろ	— <sup>注1</sup>	村清明、一般清明		—
5 月ごろ	旧 4/10	十日ウマチー		③①⑩⑥⑦⑤④⑬②
	旧 4/18	十八夜ウガミ		③①⑩⑥⑦⑤
6 月ごろ	— <sup>注1</sup>	アブシバレー		⑧
	— <sup>注1</sup>	ハーリー 資料編に行事の様子を示します。		⑤⑪⑨及びハーリーの場
6 月ごろ	旧 5/15	五月ウマチー		⑤③①⑩⑥⑦⑬②⑤
7 月ごろ	旧 6/13	ウタカビ		—
	旧 6/15	六月ウマチー		⑤③①⑩⑥⑦⑬②⑤
	旧 6/24	綱引き		⑭
	旧 6/25	ユーニゲー		⑨⑤③⑪⑩⑥⑦⑫⑤
8 月ごろ	— <sup>注1</sup>	村踊り		⑮
	旧 8/13~15	ミチジュネー <sup>注3</sup> 資料編に行事の様子を示します。		地区会館を中心に区内全体
9 月ごろ	— <sup>注1</sup>	秋の彼岸		⑬
10 月ごろ	旧 9/9	菊酒		—
	旧 10/1	シマクサラサー 「家庭では火ヌ神と仏前には夕飯と酒香を備え悪霊祓いのお願いをする」(辺野古誌、平成 10 年 4 月、辺野古誌編纂委員会)	⑨⑤③①⑩⑥⑦⑫⑤	

注)1 旧暦上の特定の日、場所に拠りません。

2 聞き取りの際、行事で巡回する順にご記入いただいたため、順不同での記載としました。

3 夏季調査のヒアリングにより確認しました。

i) 豊原区（名護市）

豊原区は、明治12年の廃藩置県後に台地状の山野に移住した寄留人によって形成された屋取集落です。拝所等における伝統行事が行われていることは確認できませんでしたが、毎年ハーリーが行われています。また、夏季調査時には盆踊りが実施されていました（資料編参照）。豊原区で行事が行われている場所の位置を図-6.22.1.22に示しました。

豊原区で行われている「ハーリー」は夏季調査時の6月15日、「盆踊り」は8月9日に実施されていました（資料編参照）。



注) 図中の番号は、表-6.22.1.18に示す番号に対応しています。

図-6.22.1.22 豊原区内の伝統行事の場と歴史的街並み等

j) 久志区（名護市）

久志区は、18 世紀前半の村切りによって成立した伝統的な村落であり、現在も伝統行事が行われています。久志区で行われる行事の詳細については、一覧を表-6. 22. 1. 25 に示しました。行事の行われている場所の位置については「文献その他の資料調査結果」の図-6. 22. 1. 14 に示しました。

久志区で行われる行事のうち、夏季調査時には、6 月 8 日に「ハーリー」が、8 月 13 日には「豊年祭(エイサー/ミチジュネー)」が実施されていました。また、秋季調査時には「カジマヤー」が 10 月 5 日に実施されていました。

表-6. 22. 1. 25 久志区で行われる伝統行事

新暦	旧暦	行事名	分布位置および 地点状況写真	場所 (図-6. 22. 1. 14 に示す 番号に対応します。)
1 月	—	カーウガミ・ドードイ	1) 文献その他の資料調査の図-6. 22. 1. 14 及び資料編を参照してください。	①⑦⑧⑨⑩⑪⑫
	—	正月ウガメー		①⑬
	—	正月タキダチ祈願		①②③
4 月ごろ	旧 3/3	泊竜宮祭り		⑭
5 月ごろ	旧 4 月	ハーリー、アブシバレー 資料編に行事の様子を示します。		⑭
6 月ごろ	旧 4/18	ウガミエー		①⑬
	旧 5/15	ウタカビ、ウマチー		①
7 月ごろ	旧 6/15	ウタカビ、ウマチー		①
8 月ごろ	旧 7/16	ユーニゲー		①
	旧 8/13～15	豊年祭(エイサー/ミチジュネー) 区内をエイサーで練り歩きます。		区内
9 月ごろ	旧 8/15	月見会		⑮
10 月	10/6	カジマヤー (その年に 97 歳の老人がいた場合に行われる行事です。区内を練り歩きます。)資料編に行事の様子を示します。		区内

注) ーは旧暦上の特定の日に拠りません。

k) 松田区（宜野座村）

松田区は、伝統的な村落（本部落）と、いくつかの小集落（屋取集落）から成り立っており、現在も伝統行事が行われています。松田区で行われる行事の詳細については、一覧を表-6. 22. 1. 26 に示しました。行事の行われている場所の位置は「文献その他の資料調査結果」の図-6. 22. 1. 15 に示しました。

表-6. 22. 1. 26 松田区で行われる伝統行事

新暦	旧暦	行事名	分布位置および 地点状況写真	場所 (図-6. 22. 1. 15 に示す 番号に対応します。)
2月ごろ	旧 1/1	門屋年頭	1) 文献その他の資料調査の図-6. 22. 1. 15 及び資料編を参照してください。	③②
	旧 1/18	十八夜		③
4月ごろ	旧 3月吉日	村清明祭		⑤⑥⑩⑪
5月ごろ	旧 4/13	ウタカ日		③
	旧 4/15	アブシバレー		⑦
6月ごろ	旧 5/13	ウタカ日		③
7月ごろ	旧 6/15	ウマチー		②
9月ごろ	旧 8/10	ウマチー		②
	旧 8/15	豊年祭（村アシビ）		⑨
10月ごろ	旧 9/18	十八夜		③
	10/5	カジマヤー (その年に97歳の老人がいた場合に行われる行事です。区内を練り歩きます。)		区内



## 6.22.2 予測

### 6.22.2.1 工事の実施

#### (1) 予測の概要

工事の実施に伴い、護岸の工事、造成等の施工による一時的な影響、資材及び機械の運搬に用いる車両等の運行に伴う影響として、土地の改変による文化財等の消失や、車両の運行により発生する振動による損傷、車両の運行により発生する騒音やアクセス特性の変化による伝統的な行事や祭礼等の状況の変化が考えられることから、この変化の程度を予測しました。歴史的・文化的環境の予測の概要は表-6.22.2.1.1に示すとおりです。

表-6.22.2.1.1 歴史的・文化的環境に係る予測の概要（工事の実施）

項目	内容
予測項目	歴史的・文化的環境 ・文化財等の状況に及ぼす影響の程度 ・埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響の程度 ・御嶽や拝所等に及ぼす影響の程度 ・伝統的な行事及び祭礼等の場等に及ぼす影響の程度
影響要因	造成等の施工による一時的な影響 ・代替施設本体における造成等の施工 資材及び機械の運搬に用いる車両等の運行
予測地域	調査地域のうち、文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて歴史的・文化的環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。
予測対象時期等	文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて歴史的・文化的環境に係る環境影響を的確に把握できる時期としました。なお、工事中の予測対象時期は、造成等の施工並びに資材及び機械の運搬に用いる車両等の運行により、歴史的・文化的環境に係る影響を的確に把握できる時期としました。
予測の手法	文化財等及び埋蔵文化財包蔵地並びに御嶽や拝所等、伝統的な行事及び祭礼等の場等について、これらの分布の状況と事業計画による直接改変区域、資材及び機械の運搬に用いる車両等の運行ルート等をオーバーレイ（重ね合わせ）することにより予測しました。

## (2) 予測方法

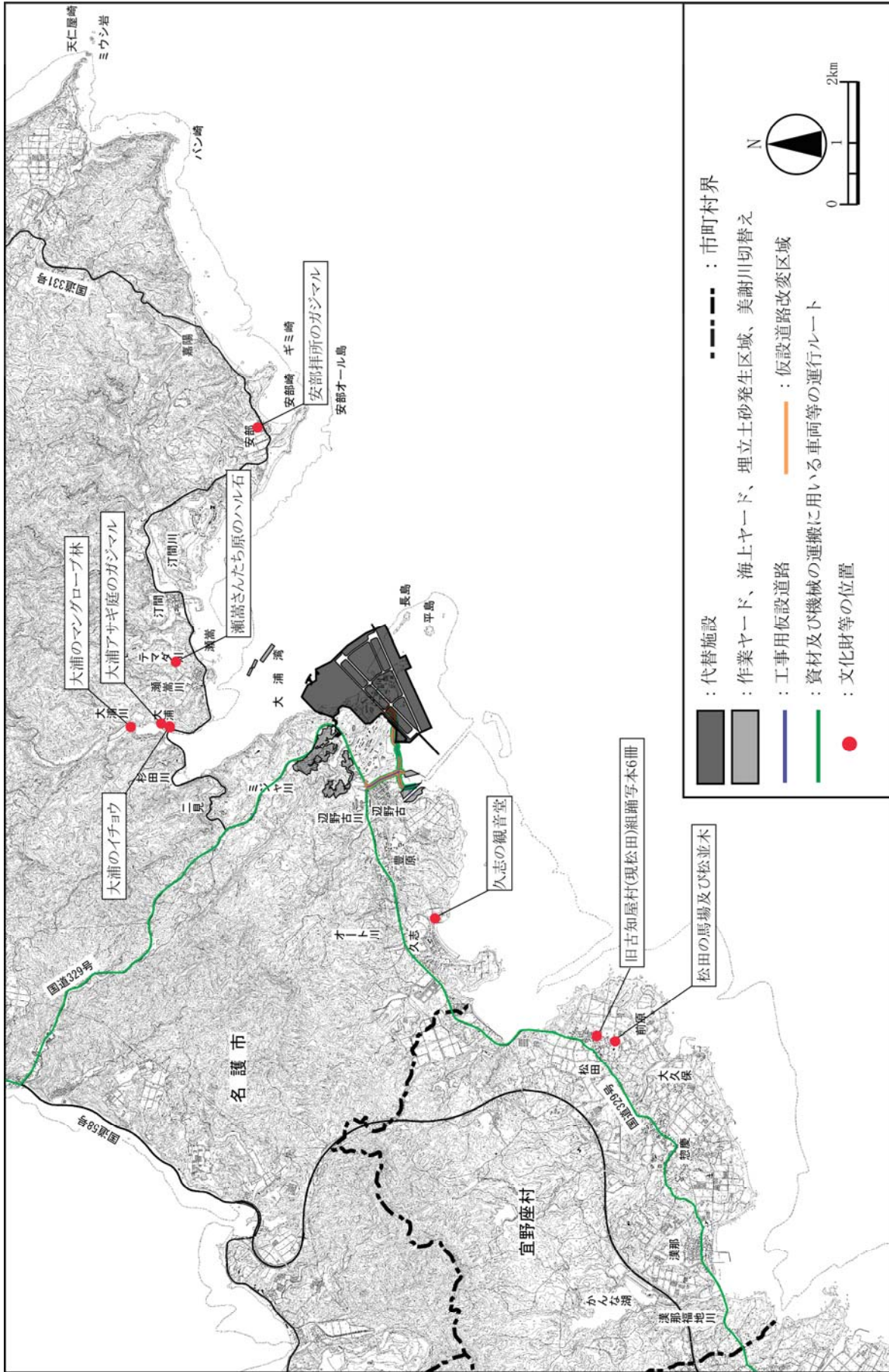
文化財等及び埋蔵文化財包蔵地並びに御嶽や拝所等、伝統的な行事及び祭礼等の場等について、これらの分布の状況と事業計画による改変区域、資機材運搬車両等の運行ルート等をオーバーレイ（重ね合わせ）することにより、改変の程度を把握すると共に、現地調査を県や名護市の教育委員会等関係機関と調整後に行うことにより、適切に予測しました。また、埋蔵文化財等への影響については、現地調査の結果を県や名護市の教育委員会等関係機関と調整し、適切に予測に反映しました。

## (3) 予測結果

### 1) 文化財等の状況に及ぼす影響の程度

図-6.22.2.1.1 に示すとおり改変区域内に文化財等は存在しないことから、土地改変による消失はなく、代替施設本体における造成等の施工による影響はないものと予測しました。

また、図-6.22.2.1.1 に示すとおり資機材運搬車両等の運行ルートとなる国道329号及び工事用仮設道路沿線には、文化財等は存在しないことから、振動等による損傷などの影響はないものと予測しました。



資料：「平成19年度版 文化行政要覧 平成19年12月、沖縄県教育委員会」

図-6.22.2.1.1 文化財等の分布状況（工事の実施時）

## 2) 埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響の程度

### (a) 造成等の施工による一時的な影響

図-6.22.2.1.2 に調査範囲全体の埋蔵文化財包蔵地の分布状況を、図-6.22.2.1.3 に改変区域近傍の埋蔵文化財包蔵地の分布状況を示しました。

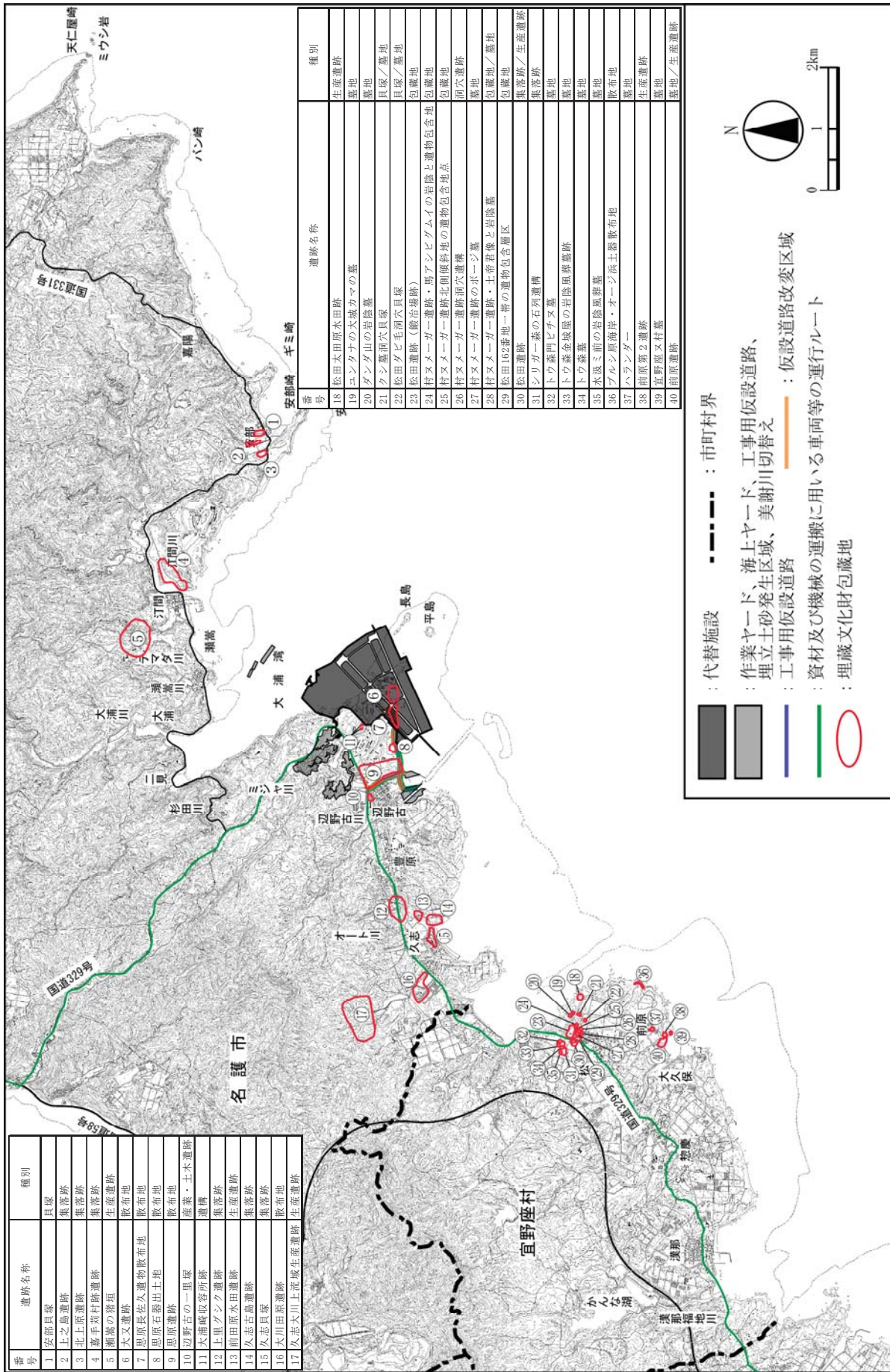
図-6.22.2.1.3 に示すとおり、代替施設本体区域内には「大又遺跡」及び「思原長佐久遺物散布地」等の埋蔵文化財包蔵地が分布しています。平成19年度より名護市が文化庁補助事業にて行っている市内遺跡詳細分布調査において、キャンプ・シュワブ内での試掘調査を行っているところであり、平成19年度は、周知の遺跡が分布する辺野古崎から西側の沿岸部を対象に調査を行い、結果、一部の地域の地表面において土器片が採取されましたが、先史時代の遺跡を示す遺物包含層は確認されていないことから、代替施設本体区域では、造成のため最大18mの深さまで掘削されますが、造成等の施工による影響はないものと予測しました。なお、現在も引き続きキャンプ・シュワブ内の試掘調査を継続して行っていることから、今後、埋蔵文化財が確認された場合は、名護市教育委員会とその取り扱いについて協議していきます。協議結果によっては文化財保護法第93条（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）に基づき、調査による記録保存やその他の適切な対策を実施していきます。

また、土木工事中において埋蔵文化財や化石等の出土が確認された場合は、文化財保護法第96条（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）に基づき、市教育委員会に報告し、記録保存等の適切な対策を実施していきます。

以上のことから、埋蔵文化財が工事により確認された場合でも、その影響は最小限とすることが可能と予測しました。なお、参考として文化財の調査手順を図-6.22.2.1.4 に示しました。

### (b) 資材及び機械の運搬に用いる車両等の運行による影響

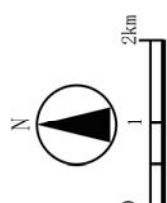
図-6.22.2.1.2 に示すとおり、資機材運搬車両等の運行ルートとなる国道329号及び工事中仮設道路沿道には「上里グシク遺跡」及び「松田162番地一帯の遺物包含地点」、「松田遺跡」等が存在しますが、「6.4 振動」の予測結果から、資機材運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通振動は $30\sim 42\text{dB}$ となっており、振動の変化は小さく、振動による損傷等の影響はないものと予測しました。



番号	遺跡名称	種別
1	安部貝塚	貝塚
2	上之島遺跡	集落跡
3	北上原遺跡	集落跡
4	藪手菟村跡遺跡	集落跡
5	瀬島の築垣	生産遺跡
6	大文遺跡	散布地
7	思原長佐久建物散布地	散布地
8	思原石器出土地	散布地
9	思原遺跡	散布地
10	辺野古の一里塚	産業・土木遺跡
11	大連崎収容所跡	建構
12	上里グシク遺跡	集落跡
13	前田原水田遺跡	生産遺跡
14	久志古島遺跡	集落跡
15	久志貝塚	集落跡
16	大川田原遺跡	散布地
17	久志大川上流域生産遺跡	生産遺跡

番号	遺跡名称	種別
18	松田太田原水田跡	生産遺跡
19	ユンタナの大成カマの墓	墓地
20	ダンダ山の岩陰墓	墓地
21	クシ葛洞穴貝塚	貝塚/墓地
22	松田タビモ洞穴貝塚	貝塚/墓地
23	松田遺跡(除治場跡)	包蔵地
24	村スメーガー遺跡・馬アシレグマイの岩陰と遺物包含地	包蔵地
25	村スメーガー遺跡北側傾斜地の遺物包含地	包蔵地
26	村スメーガー遺跡南側遺構	包蔵地
27	村スメーガー遺跡のボーズ墓	墓地
28	村スメーガー遺跡・土帝君像と岩陰墓	包蔵地/墓地
29	松田162番地一帯の遺物包含層区	包蔵地
30	松田遺跡	集落跡/生産遺跡
31	シリリガー森の石列建構	集落跡
32	トウ森門ビチヌ墓	墓地
33	トウ森金成屋の岩陰風葬墓跡	墓地
34	トウ森墓	墓地
35	水汲ミ前の岩陰風葬墓	墓地
36	フルン原陣陣・オーシ匠工器散布地	散布地
37	ハラランダ	墓地
38	前原第2遺跡	生産遺跡
39	宜野座ヌ村墓	墓地
40	前原遺跡	墓地/生産遺跡

- : 代替施設
- : 作業ヤード、海上ヤード、工所用仮設道路、埋立土砂発生区域、美謝川切替え
- : 工所用仮設道路
- : 仮設道路改変区域
- : 資材及び機械の運搬に用いる車両等の運行ルート
- : 埋蔵文化財包蔵地



資料1：沖繩県立埋蔵文化財センターホームページ（<http://www.maizou-okinawa.gr.jp/iseki/is/main.asp>）  
 資料2：「キャンペーン・シユワブ内訳掘調査結果報告書（概要）（名護市広報 市民の広場 2009年8月号）」2009年、名護市

図-6.22.2.1.2 埋蔵文化財包蔵地の分布状況（工事の実施時）

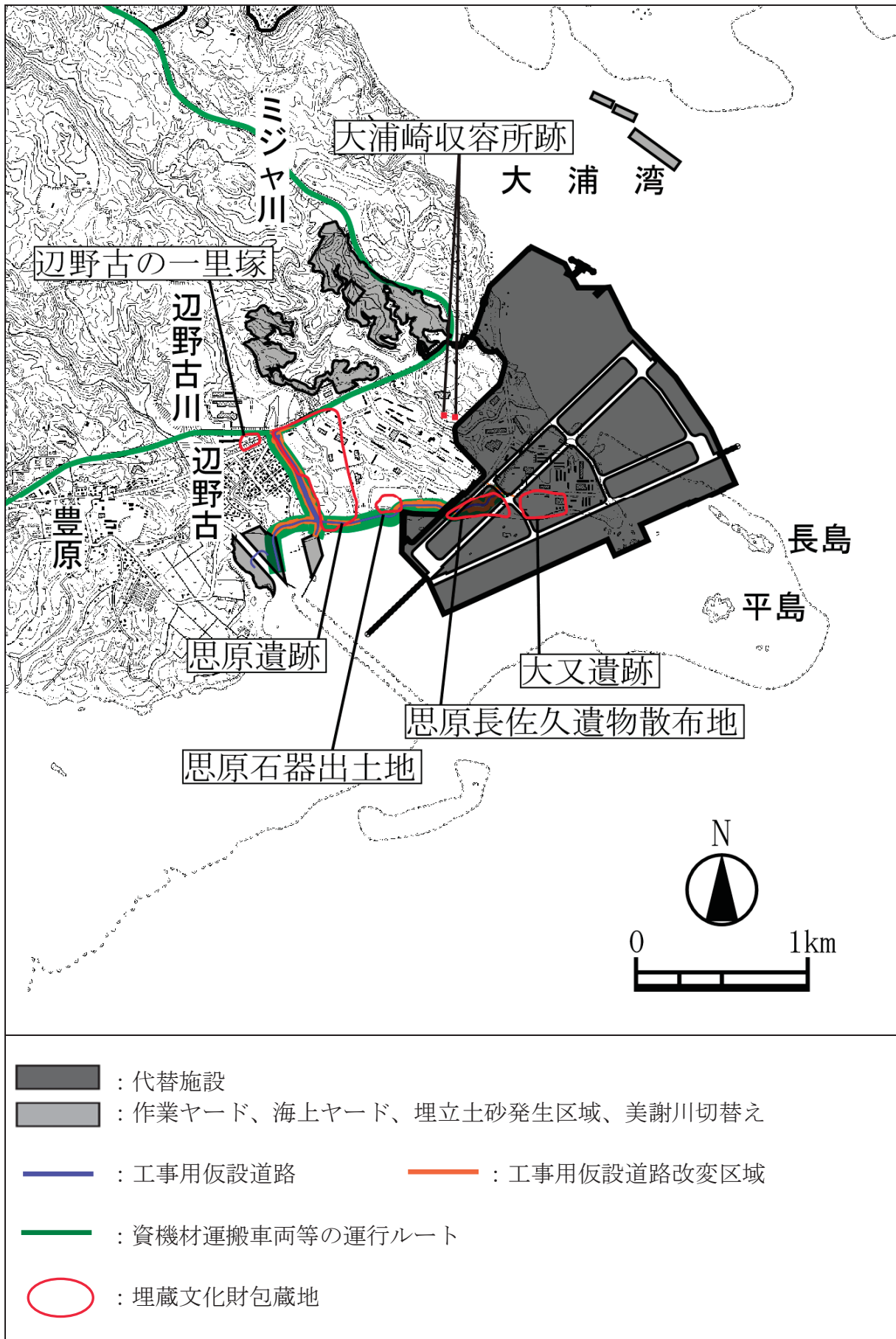


図-6. 22. 2. 1. 3 改変区域近傍の埋蔵文化財包蔵地分布状況（工事の実施時）

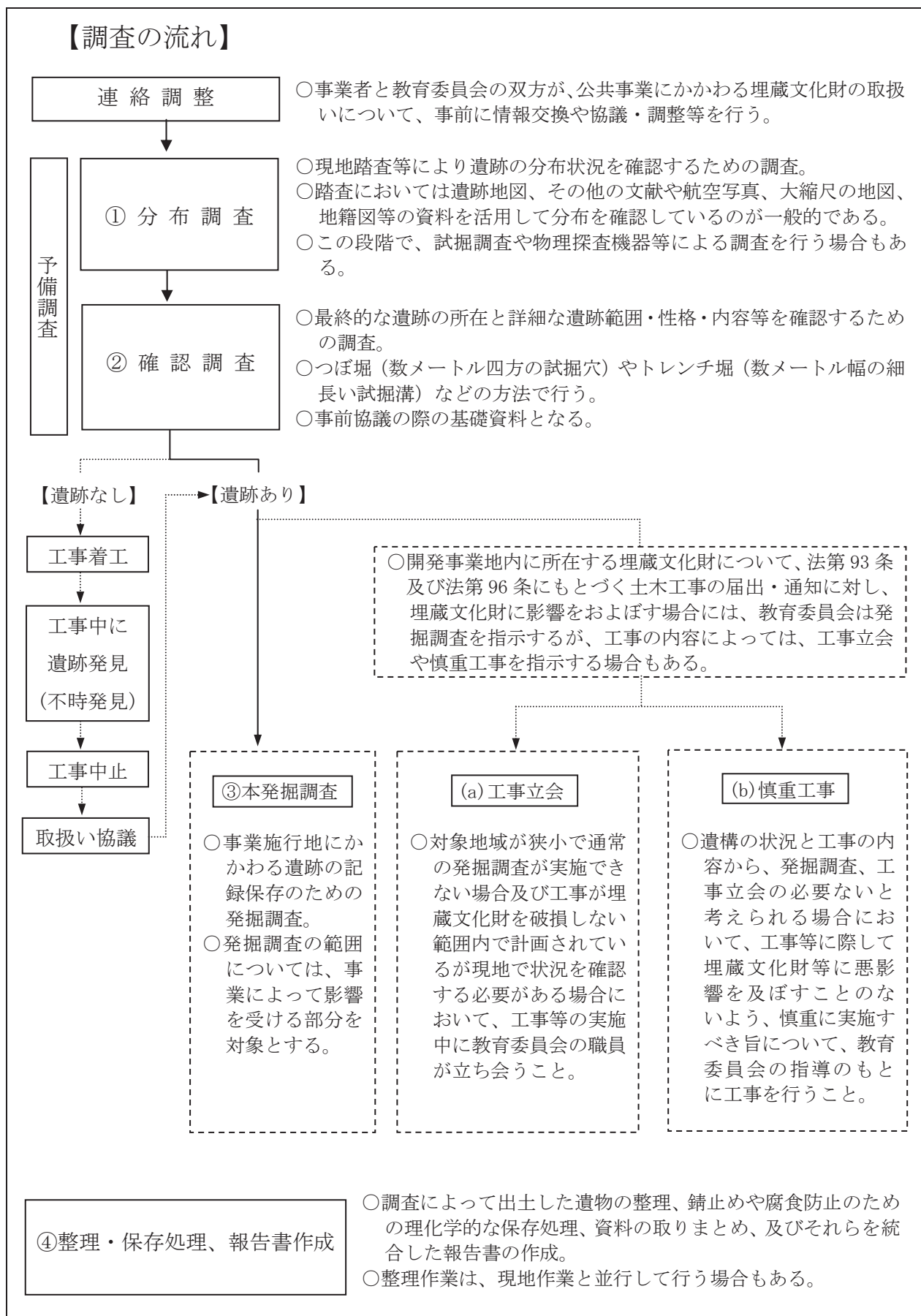


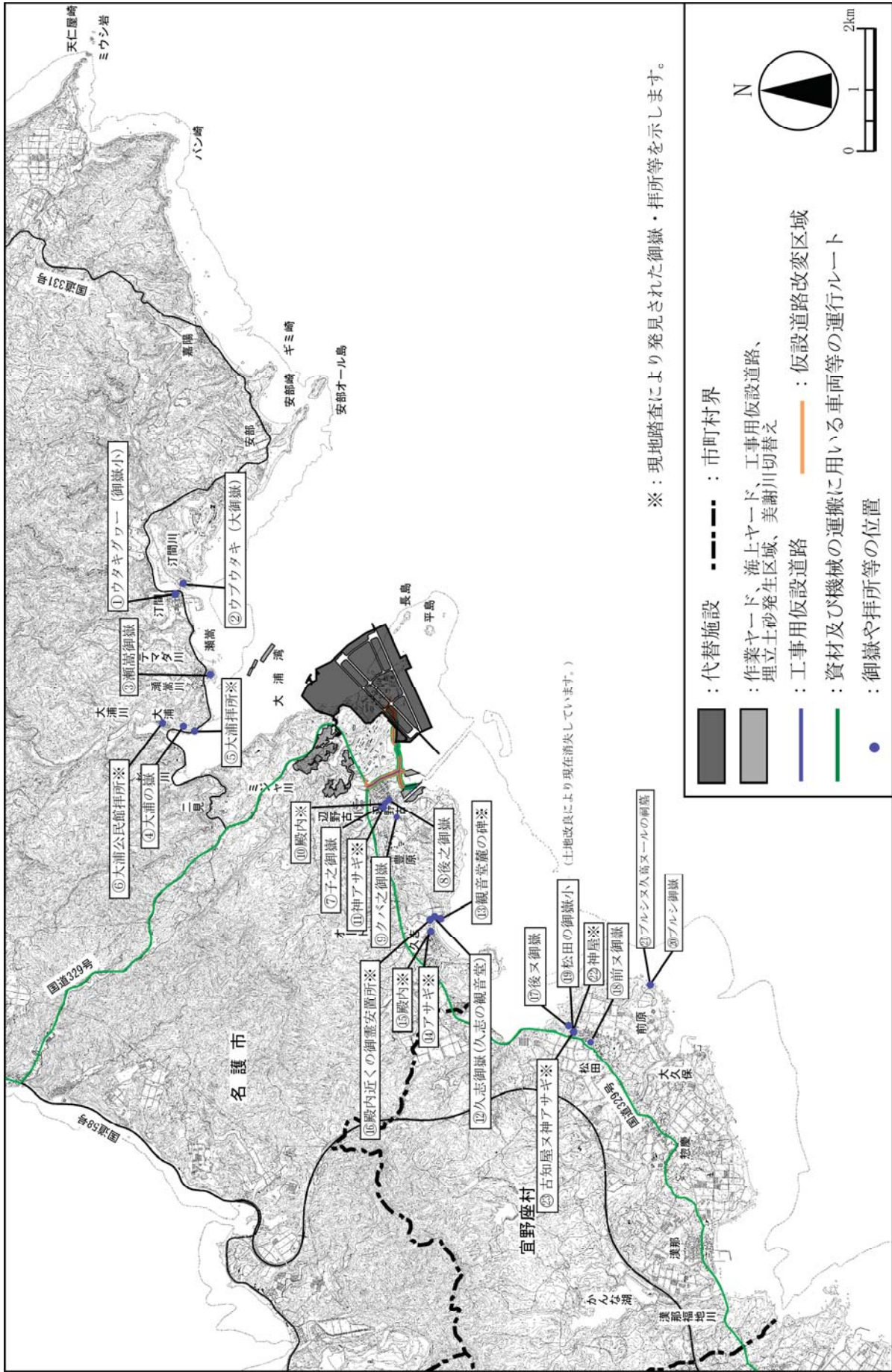
図-6.22.2.1.4 事業実施に伴う埋蔵文化財の調査

### 3) 御嶽や拝所等に及ぼす影響の程度

改変区域内に御嶽や拝所等は、図-6.22.2.1.5 に示すとおり、存在しないことから、土地改変による消失はなく、代替施設本体における造成等の施工による影響はないものと予測しました。

また、資機材運搬車両等の運行ルートとなる国道 329 号及び工事用仮設道路沿道には図-6.22.2.1.5 に示すとおり、「前又御嶽」や「神屋」、「古知屋又神アサギ」などの御嶽や拝所等がありますが、「6.4 振動」の予測結果から、資機材運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通振動は $<30\sim 42\text{dB}$  となっており、振動の変化は小さく、振動による損傷等の影響はないものと予測しました。





資料：「土地保全図（御嶽の分布）」平成6年、沖縄県

図-6.22.2.1.5 御嶽・拝所等の分布状況（工事の実施時）

#### 4) 伝統的な行事及び祭礼等の場等に及ぼす影響の程度

調査範囲全体の伝統的な行事及び祭礼等の場等の分布状況を図-6.22.2.1.6に示し、改変区域近傍の伝統的な行事及び祭礼等の場等の分布状況を図-6.22.2.1.7に示しました。

作業ヤードの改変区域内には図-6.22.2.1.7に示すとおり、伝統的な行事及び祭礼等の場として利用されている「松田の浜」、「東松根前の浜」、「ハーリーの場」がありますが、これらの場は、作業ヤードの工事により改変され、消失することとなります。

資機材運搬車両等の運行ルートとなる国道329号及び工事用仮設道路の沿線には、図-6.22.2.1.6及び図-6.22.2.1.7に示すとおり、久志区の「按司川」や松田区の「アサギ」、「サンゴの石垣」等の伝統的な行事及び祭礼等の場がありますが、「6.3 騒音」及び「6.4 振動」の予測結果から、資機材運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通騒音は44～65dB、道路交通振動は<30～42dBとなっており、騒音・振動の変化は小さいことから、騒音・振動による行事及び祭礼等の活動の変化や振動による損傷はないものと予測しました。

また、資機材運搬車両等の運行やそれに伴う交通量の変化により、運行ルート沿線の伝統的な行事及び祭礼等の場等へのアクセス状況の変化が考えられます。しかしながら、車両は主要道路（国道329号及び仮設道路）を通ること、事業の計画検討に当たり講じた環境保全措置として、必要に応じて、伝統行事や祭事を優先させ、行事及び祭事期間中は行事及び祭礼等の場への移動経路の確保及び交通安全対策を行うこととしています。また、伝統的な行事及び祭礼は主に地区内や村内の人達により行われるものがほとんどで、国道329号を利用して市外などから来訪する人は少ないと考えられます。また、地区内や村内の人たちの大半については、国道329号を利用することなく、触れ合い活動の場へのアクセスが可能であることから、伝統的な行事及び祭礼等の場等へのアクセス状況の変化は、小さいものと予測しました。

